

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について（議案第29号）

保健総務課

1 改正の理由

- (1) 毒物劇物販売業登録票の再交付に係る手数料の額を見直す。
- (2) 毒物及び劇物取締法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 毒物劇物販売業登録票再交付手数料の額について、次のとおり引き上げる。

現 行	改 正 案	改 定 幅
2, 5 0 0 円	4, 1 0 0 円	1, 6 0 0 円

- (2) 毒物劇物販売業登録審査手数料及び毒物劇物販売業登録更新審査手数料の徴収に係る規定において、毒物及び劇物取締法の引用条項を改める。

3 施行期日

令和4年4月1日